

西口駅前通り地区地区計画

決定：平成 7 年 12 月 22 日（上福岡市告示第 165 号）

変更：平成 19 年 2 月 2 日（ふじみ野市告示第 24 号）

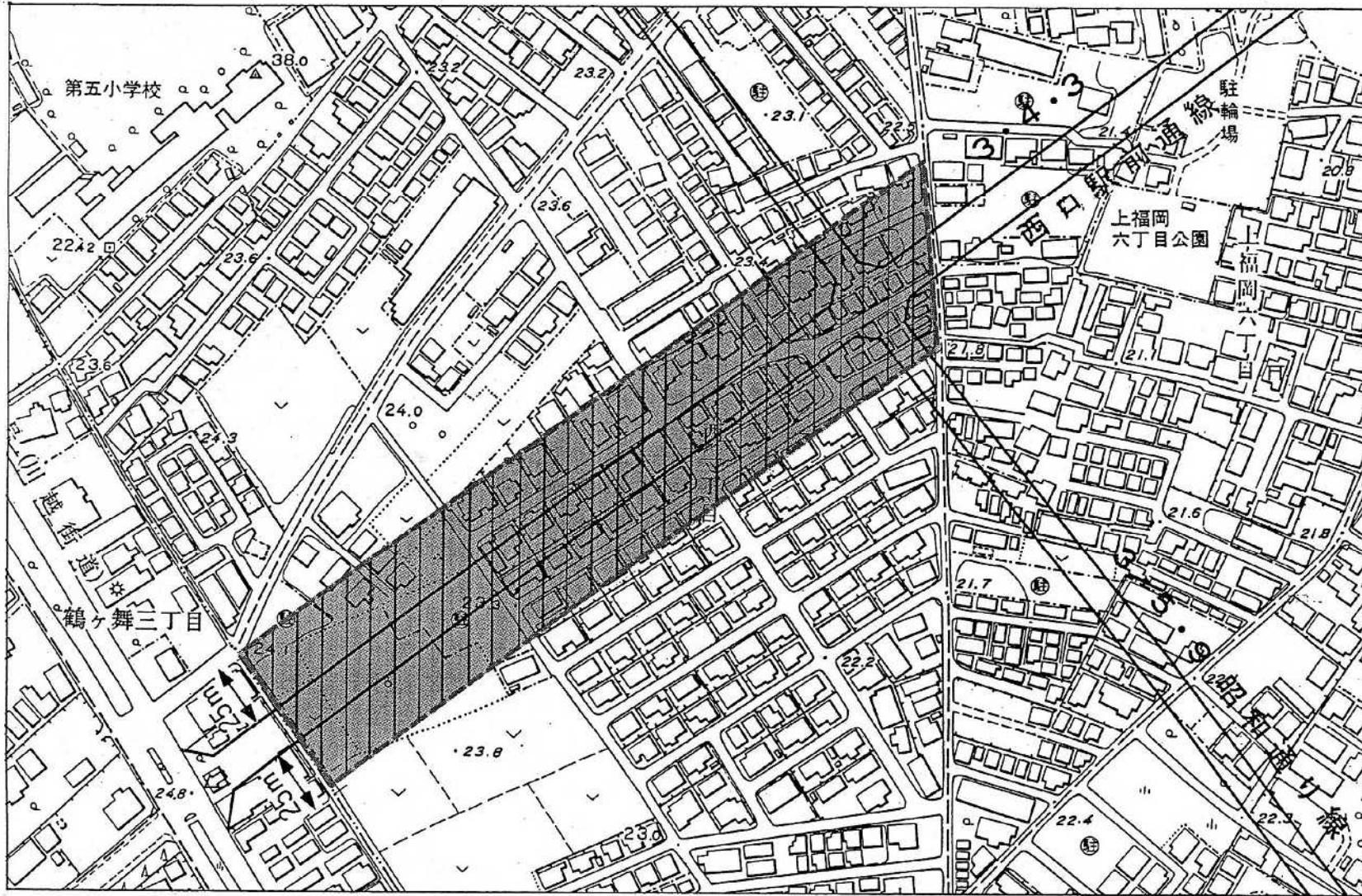
名 称	西口駅前通り地区地区計画	
位 置	ふじみ野市西 1 丁目の一部	
面 積	約 1.9 ha	
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は東武東上線福岡駅から南西約 500m に位置しており、都市計画道路西口駅前通線の沿道地区であり、今後商業・業務地としての発展が見込まれる。 このような状況から地区の建築計画に対し、適正な規制・誘導を行うことにより、後背地の住宅地と調和のとれた安全で快適な商業・業務地の形成を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	都市計画道路西口駅前通線の交通利便性を活かし、後背地の居住環境の保全に配慮した商業・業務施設を中心とした土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	後背地の住宅地と調和のとれた安全で快適な商業・業務地の形成を図るため、次のとおり定める。 1 駅前通り線沿道の特性に適した商業・業務地の形成を図るため、建築物等の用途制限及び最低敷地面積の制限を行う。 2 ゆとりある商業・業務地の形成を図るため、建築物の外壁を都市計画道路西口駅前通線の境界から離して建築するよう努める。 3 まちなみ景観の向上を図るため、都市計画道路西口駅前通線沿道において、かき又はさくを設置するときは透視可能なフェンスなど開放的なものとするよう努める。

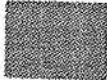
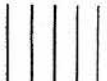

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2（と）項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの。
	建築物の敷地面積の最低限度	100m ²

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

西口駅前通り地区地区整備計画図

地区計画区域は、都市計画道路西口駅前通線から25mの範囲です。



-  地区計画区域
-  地区整備計画区域
-  準防火地域